

在宅患者 訪問診療料



目次

訪問診療とは

在宅患者訪問診療料

在宅患者訪問診療料（Ⅰ）１・２と（Ⅱ）の違い

算定要件

加算について

同一建物居住者

同一建物居住者以外



A healthcare worker in a white uniform and mask is serving food to an elderly patient in a home setting. The patient is seated in a chair, and the worker is standing and holding a tray with a bowl and a glass. The background is a bright window with sheer curtains. A small orange horizontal bar is located in the upper right corner of the image.

訪問診療とは

自力での通院が困難な患者様の症状の悪化を事前に防ぐことを目的に、計画的かつ定期的に自宅などを訪問して行う診療のこと



在宅患者訪問診療料

在宅患者訪問診療料（Ⅰ）

在宅患者訪問診療料1

同一建物居住者以外の場合 888点

同一建物居住者の場合 213点

在宅患者訪問診療料2

同一建物居住者以外の場合 884点

同一建物居住者の場合 187点

在宅患者訪問診療料（Ⅱ）

イ 定期的な訪問診療を行った場合 150点

ロ ほかの医療機関の依頼により訪問診療を行った場合 150点



在宅患者訪問診療料（Ⅰ）１・２と （Ⅱ）の違い

在宅患者訪問診療料（Ⅰ）１

通常の訪問診療の際に在宅主治医が算定

診療内容の記録在宅患者訪問診療料（Ⅰ）２

在宅主治医以外の医師が主治医の依頼を受けて訪問した場合に算定

訪問の頻度在宅患者訪問診療料（Ⅱ）イ

有料老人ホーム等の同一敷地内や隣接する敷地内に位置する医療機関からその老人ホーム等に訪問した場合に算定算定

訪問の頻度在宅患者訪問診療料（Ⅱ）ロ

他の医療機関からの依頼により、老人ホーム等の同一敷地内や隣接する敷地内に位置する医療機関から、その老人ホーム等に訪問した場合に算定

算定要件



在宅患者訪問診療料（Ⅰ） 1

1つの医療機関が算定

1日につき1回に限り算定可

週3回まで算定可(厚生労働大臣が定める疾病等別表第7に該当する患者、急性増悪期の患者は週3回以上の訪問診療も可)

在宅悪性腫瘍患者共同指導管理料を算定する場合に限り、2つの医療機関が1日につき1回に限り算定可

初診料の算定日には算定不可



在宅患者訪問診療料（Ⅰ） 2

訪問診療を始めた月を含めて6ヶ月間算定可

厚生労働大臣が定める疾病等別表第7に該当する患者は6ヶ月を超えて算定可

月1回に限り算定可



在宅患者訪問診療料（Ⅱ）

有料老人ホーム等と同一敷地内または隣接する敷地内にある医療機関が、併設する有料老人ホーム等に入居する患者に訪問診療を行った場合に算定

有料老人ホーム等に入居する患者とは

- 1.施設総管の算定対象となる患者
- 2.障害福祉サービスを行う施設及び事業所、福祉ホームに入居する患者
- 3.小規模多機能型居宅介護又は看護小規模多機能型居宅介護における宿泊サービスを利用中の患者



加算について

- **乳幼児加算 400点**

6歳未満の乳幼児に訪問診療を行った場合に算定

- **患家診療加算 100点**

患家における診療時間が1時間を超えた場合に算定

30分又はその端数を増すごとに算定できる

- **【新設】在宅医療DX情報活用加算 10点**

月1回算定

居宅同意取得型のオンライン資格確認等により取得した診療情報等を踏まえ、計画的な医学管理を行い、訪問診療した場合に算定

同一建物居住者

以下の居住者を、同一日に2人以上診療した場合同一建物居住者の点数を算定する

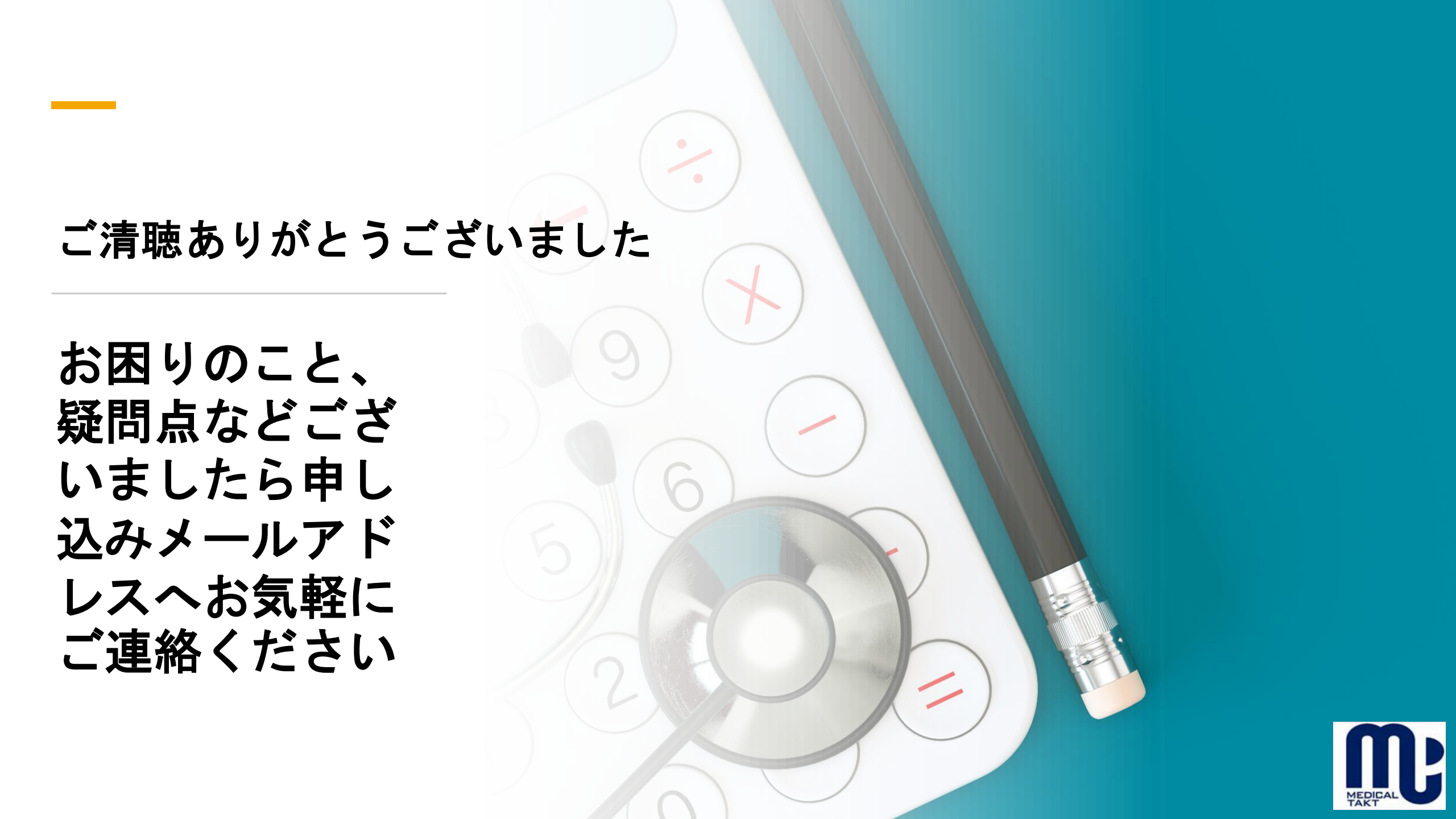
- ・ マンション等の集合住宅(サービス付き高齢者向け住宅を含む)
- ・ 養護老人ホーム
- ・ 軽費老人ホーム
- ・ 特別養護老人ホーム
- ・ 有料老人ホーム
- ・ 短期入所生活介護(介護予防含む)
- ・ グループホーム(介護予防含む)
- ・ 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護(介護予防含む・宿泊サービス利用時に限る)



同一建物居住者以外

以下の場合は、同一建物居住者以外の点数を算定する

- 1つの世帯で1人のみ訪問した場合
- 同一世帯でない同一建物居住者で、1人のみ訪問した場合



ご清聴ありがとうございました

お困りのこと、
疑問点などございましたら申し
込みメールアドレスへお気軽に
ご連絡ください